

申告会場・日程

月日	会場	社福祉センター (2階レクリエーション室)
2月	17日(月)	○
	18日(火)	○(夜間相談あり)
	19日(水)	○
	20日(木)	○
	21日(金)	○
	24日(月)	○
	25日(火)	○(夜間相談あり)
3月	2日(日)	○ ※9:00~12:00
	3日(月)	○
	4日(火)	○(夜間相談あり)
	5日(水)	○
	6日(木)	○
	7日(金)	○
	8日(土)	○ ※9:00~12:00
4月	10日(月)	○
	11日(火)	○(夜間相談あり)
	12日(水)	○
	13日(木)	○
	14日(金)	○
	15日(土)	○
	17日(月)	○

■会場…社福祉センター

行政機能が新庁舎に統合され、滝野庁舎および東条庁舎が閉鎖されるに伴い、今年度から会場を社福祉センターに集約します。

■受付時間 9:00~16:30

※3月2日(日)、8日(土)は9:00から12:00までとなります。ご注意ください。

市が行う申告相談内容

主に給与所得者および年金受給者に係る申告のほか、白色申告者(おおむね事業等所得300万円未満の方)および住民税申告の必要な方が対象となります。それ以外の方は、税務署で確定申告していただきますようお願いいたします。

※市では申告相談をお受けできない内容

高額な事業所得、譲渡所得、青色申告、雑損控除に係るもの、損失の繰越に係るもの等

- ①正午から13:00までは申告書整理事務のため受付を中断します。ご協力をお願いします。
- ②申告期間中の火曜日は、17:30から19:00までの夜間についても申告相談を行います。



さあ!ネットで申告



★e-Taxで確定申告を! ~自宅のパソコンで~

国税庁ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)の「確定申告書作成コーナー」で、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して確定申告を行うと、源泉徴収票などの提出を省略することができます。

また、電子申告(e-Tax)以外に、必要項目を入力することにより確定申告書が作成でき、申告書を印刷してそのまま郵送等により提出できるコーナーもありますので、ぜひご利用ください。

介護保険の認定と障害者控除の適用

身体障害者および療育手帳の交付を受けていない方でも、介護保険法の規定による要介護認定を受けている65歳以上の方で、市(高齢介護課)において障害者に準ずる認定(障害者控除対象認定書)を受けた場合は、所得税法上の障害者控除の対象となります。詳しくは高齢介護課までお問い合わせください。

- 「障害者」に準じる方…要介護1~3で重度の認知症がある方
- 「特別障害者」に準じる方…要介護4~5で継続的に寝たきり状態にある方、または重度の認知症がある方

申請・問い合わせ 福祉部高齢介護課 ☎43-0440
※申請は、窓口センターでも可能です。

税務署からの お知らせ

社税務署が実施していた、税理士による無料申告相談(加東市会場)は、今年度から廃止になりました。ご了承ください。

復興特別所得税とは

東日本大震災からの復興財源を確保するために創設された税で、所得税額の2.1%相当額となります。所得税と同時に税額の算出を行い、申告(同じ申告書に税額を記載)することとなります。



所得税・住民税の申告は 2月17日(月)から3月17日(月)まで

平成25年分の所得税(復興特別所得税を含む)の確定申告と、平成26年度の住民税の申告を受け付けます。期間内に正しく申告しましょう。

問い合わせ 総務部税務課 ☎43-0396・0397

確定申告が必要な方

- ① 自営業、農業などの事業から収入がある方(建築労務、日雇い労務に従事された方を含む)
- ② 土地、建物などの貸し付けによる収入がある方
- ③ 土地、建物などの譲渡による収入がある方
- ④ 生命保険、損害保険の満期返戻金などの一時所得がある方
- ⑤ 公的年金等受給者で、次の方
 - 年金収入金額が400万円を超える方
 - 公的年金等収入金額が400万円以下で、年金以外の所得金額が20万円を超える方

住民税申告が必要な方

- ① 所得金額の合計額が所得控除額の合計額を超えない場合(所得税等がかからない方)は、確定申告は不要ですが、次の事項に該当する場合は、住民税申告が必要です。
 - ① 収入のない方でも、市の国民健康保険、後期高齢者医療に加入されている方(国民健康保険税等が軽減されることがあります)
 - ② 公的年金等収入金額が、次の金額を超える場合で、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方(住民税額に影響する場合があります)
 - 65歳未満の方(昭和24年1月2日以後に生まれた方) : 98万円
 - 65歳以上の方(昭和24年1月1日以前に生まれた方) : 148万円
- ③ 給与収入金額が93万円を超える場合で、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方(住民税額に影響する場合があります)

申告に必要なもの

- ① 申告者の印鑑(認印)
- ② 給与所得者および年金受給者は、源泉徴収票(原本)
- ③ 事業所得(営業・農業所得)または不動産所得の場合は、年間の収支内訳書
- ④ 諸控除の証明書(国民年金・生命保険・地震保険などの保険料の控除証明書等)
- ⑤ 住宅借入金等特別控除を受ける場合
 - 住民票(初年のみ)
 - 家屋の登記事項証明書(初年のみ)(土地も該当する場合があります)
- ⑥ 取得価格の分かる契約書の写し(初年のみ)
- 借入金等年末残高証明書など
- ⑦ 還付申告の場合は、本人名義の振込先の預貯金通帳

※所得税の確定申告をされた方は、同時に住民税申告を行ったこととなります。

医療費控除の計算方法

- ① 平成25年中に支払った医療費 - 保険等で補てんされる金額 = 負担した医療費 …… A
- ② 10万円または所得金額の合計額の5%のいずれか少ない方の金額 …… B
- ③ A - B = 医療費控除額(最高200万円)

※医療費控除額は、所得から控除する額であり、お返しする金額ではありません。

自書申告にご協力を

医療費の計算や事業収支等は、事前に次の準備をしてからお越しください。
① 医療費控除の申告の場合は、領収書を氏名ごとに整理し、支払額の合計までの計算をしておいてください。
② 営業、農業等の事業所得の収支計算が必要な申告では、収入と支出の項目ごとに関係書類を整理し、収支の内訳までの計算をしておいてください。(平成26年からはこれら収支の記帳と帳簿の保存が必要となります)